主 文

本件上告の申立を棄却する。

理 由

記録によれば、被告人は本件第一審判決に対し、別に控訴を申立てて控訴審の審判を求めているものであるから、その判断に対する不服の申立でない本件申立は、不適法である。

よつて、刑訴法四一四条、三八五条により、裁判官全員一致の意見で、主文のと おり決定する。

昭和五六年三月三〇日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	栗	本	_	夫
裁判官	木	下	忠	良
裁判官	塚	本	重	頼
裁判官	鹽	野	宜	慶
裁判官	宮	崎	梧	_